

不法行為法によるデータベース保護の現状と課題

デジタルコンテンツ委員会*

抄 録 データベースの法的保護に関する検討は、国内外で、以前より検討されているが、我が国では保護を明確に規定した法律は著作権法のみに限られており、創作性のないデータベースは著作権が発生せず、十分な保護が受けられないという問題が指摘されている。

このような状況において、データベースの著作権による保護を否定しつつ、利用行為に関して、不法行為の存在を認めた東京地裁判決が、創作性のないデータベースについての保護のあり方を考えるにあたって注目すべきものとなっている。

また、ソフトウェアにおける帳票類、印刷用書体、家具等の表面に貼付する木目化粧紙など、既存の知的財産権法の保護要件を満たさない創作物について、不法行為法による保護が請求された事案もあり、参考になる。

本稿では、創作性のないデータベースの不法行為法による保護の現状と課題について、これらの事案を基に検討する。

目 次

1. はじめに
2. 車両情報データベース事件
3. 一般不法行為の各要件に関する分析
 3. 1 故意・過失
 3. 2 権利侵害・違法性
 3. 3 損害発生・因果関係
4. データベース事案一般への適用検討
5. おわりに

1. はじめに

データベースの利用者数が増加し、一方で、情報技術の進展で、利用者が大量かつ高品質な情報を、極めて簡単に複製、加工、収集することが可能となった現在、経済的利用価値の高いデータベースの保護のあり方が問われている。

これまで我が国では、データベースを著作権法によって保護することを基本としてきたが、著作権が発生しない、いわゆる創作性のないデータベースの保護を巡る争いについては、今な

お議論が続けられているところである。

こうした状況の下、車両情報データベース事件¹⁾では、不法行為の成立を認めることでデータベースの保護が図られた。

本稿では、この事件に加えて、データベース以外の創作物につき不法行為法による保護を図った事案として、オートくん事件²⁾、木目化粧紙事件³⁾、ゴナ書体事件⁴⁾について、不法行為の成立要件のうち、①故意・過失、②権利侵害・違法性、③損害発生・因果関係、の三つの観点から各事案がどのように判断されているかを検証し、データベースの法的保護の現状と課題について見解を述べる。

なお、本稿は、2003年度デジタルコンテンツ委員会の、沖 孝昭(リクルート)、工藤義博(ゼンリン)、篠原 聡(新日鉄ソリューションズ)、田中慈乃(フジテレビジョン)、長谷川敬太(日本電信電話)、森谷栄一(副委員長、エヌ・ティ・ティ・データ)、による検討結果を取りまとめた

* 2003年度 Digital Contents Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ものである。

2. 車両情報データベース事件

(1) 事案概要

創作性のないデータベースであっても、そのデータの相当数を複製し競合するデータベースを開発、販売する行為は、不法行為に該当するとして、法的保護を認めた日本で最初の判決である、車両情報データベース事件の概要を紹介する。

原告は、コンピュータのソフトウェアの開発、販売等を業とする株式会社であり、平成6年に自動車整備業用システム(以下、「原告システム」という。)を開発、販売した。原告システムは、日本国内に実在する四輪自動車(以下「実在の自動車」という。)に関する一定の情報を収録したデータベース(以下「本件データベース」という。)を構成要素としている。なお、本件データベースに収録されている車両データ項目は、自動車検査証に記載すべき記述形式に準拠して

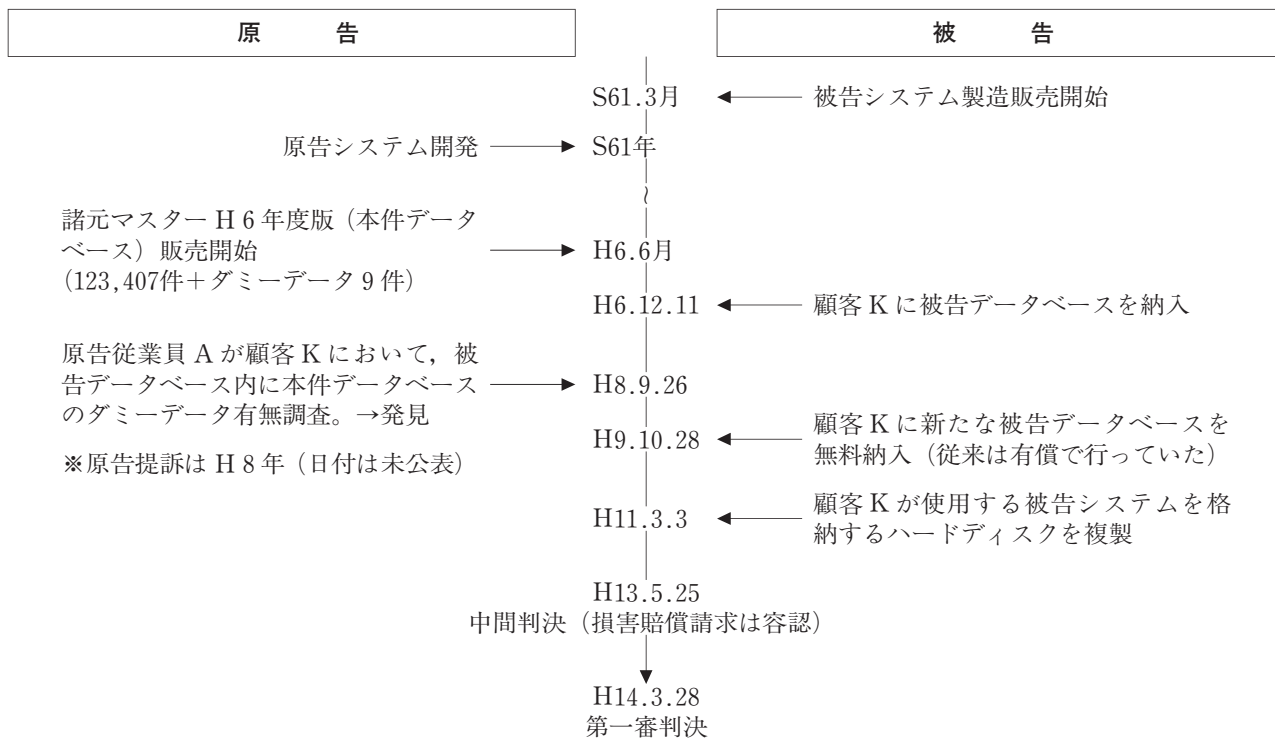
いる型式指定番号、類別区分番号、メーカー、型式、種別、用途、車体形状、寸法、軸重、定員、最大積載量、車両重量、車両総重量、エンジン形式、総排気量、燃料、及び自動車検査証に記載する必要がない「車種」である。

被告は、コンピュータソフトの製作、販売等を業とする株式会社であり、平成6年末及び平成8年3月に、車両情報データベース(以下、「被告データベース」という。)をその構成要素とするシステム(以下、「被告システム」という。)を製造、販売した。

原告は被告に対し、被告データベースは原告のデータベースの複製物であるとして、被告データベースの販売の差止め、損害賠償等を請求し、東京地方裁判所に訴訟を提起した。

原告の主張内容は、本件データベースは、対象となる自動車の選択、データ項目の選択及び体系的構成の観点から見て創作性を有するから、データベースの著作物に該当し、被告が本件データベースを複製し、これを組込んだ被告デー

図1 車両情報データベース事件経緯



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

データベースを販売した行為は、本件データベースの著作権を侵害するか又は不法行為を構成するといふものである（図1）。

(2) 主な争点

争点1：原告データベースの著作物性

争点2：被告が本件データベースないしその車両データを複製したか

争点3：被告の行為の不法行為該当性

(3) 裁判所の判断

① 争点1について

著作権法第12条の2は、データベースを著作物として保護するにあたって、情報の選択又は体系的な構成に創作性が認められることを要求している。

裁判所は、「本件データベースで収録している情報項目は、自動車整備業者用のシステムに用いられるデータベースにおいて通常選択されるべきデータ項目であると認められ、実際に、他業者のデータベースにおいてもこれらのデータ項目が選択されている」とし、本件データベースのデータ項目の選択における創作性を認めなかった。

また、「本件データベースは、型式指定—類別区分番号の古い自動車から順にデータ項目を並べたものであってそれ以上に何らの分類もされていないこと、他の業者の車両情報データベースにおいても型式指定—類別区分番号の古い順に並べた構成を採用していることが認められる」という理由から、体系的な構成にも創作性がないと判断し、本件データベースの著作物性について否定した。

② 争点2について

裁判所は、被告データベースと本件データベースの車両データは過半数が一致すること⁵⁾、被告データベースに、本件データベースのダミーデータや本件データベースの誤入力及び本件

データベースが独自に使用している車名や車種の名称がそのまま含まれていること、等の事実から、「被告が本件データベースのデータを複製して被告データベースに組み込み、顧客に販売していたことは明らかである。」と認定し、被告が本件データベースないしその車両データを複製・販売したと認めた。

③ 争点3について

裁判所は、「民法第709条にいう不法行為の成立要件としての権利侵害は、必ずしも厳密な法律上の具体的権利の侵害であることを要せず、法的保護に値する利益の侵害をもって足りるといふべきである。そして、人が費用や労力をかけて情報を収集、整理することでデータベースを作成し、そのデータベースを製造販売することで営業活動を行っている場合において、そのデータベースのデータを複製して作成したデータベースをその者の販売地域と競合する地域において販売する行為は、公正かつ自由な競争原理によって成り立つ取引社会において、著しく不公正な手段を用いて他人の法的保護に値する営業活動上の利益を侵害するものとして、不法行為を構成する場合があるといふべきである。」と、まず一般論を述べている。

その上で、「実在の自動車のデータの収集及び管理には多大な費用や労力を要し、原告は本件データベースの開発に5億円以上、維持管理に年間4000万円もの費用を支出していることが認められる。」「原告と被告は、共に自動車整備業用システムを開発し、これを全国的に販売していたことが認められるから、自動車整備業用システムの販売につき競業関係にあり」「被告は本件データベースの相当多数のデータをそのまま複製し、これを被告の車両のデータベースに組み込み顧客に販売していたものである。」と認定し、原告の本件データベースは著作物性を欠くため被告の行為が著作権侵害行為に該当することはないものの、不法行為に該当することを認

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

め、平成14年3月28日の最終判決で被告に約5600万円の損害賠償の支払いを命じた。しかし、本判決は被告の行為が著作権侵害行為には該当せず不法行為に該当していることを前提としているため、被告データベースの販売の差止請求は棄却した。

3. 一般不法行為の各要件に関する分析

3.1 故意・過失

3.1.1 要件概略

(1) 故意と過失の意義

民法第709条には、不法行為の要件として「故意又ハ過失ニ因リテ」が掲げられており、故意か過失のいずれかがあれば要件を充足する。

精神的損害の賠償にあてられる慰謝料額の算定の問題等における影響が考えられるものの、刑法の場合とは異なり、厳密に両者を区別する必要性は、あまり高くないと考えられている。

3.2.1で述べるように、実定法上の権利侵害でなくても、法的保護に値する利益を侵害することをもって権利侵害が成立する現在の判断基準に照らすと、データベースを利用した者が、他人の利益を侵害することを認識していることを証明できれば、そこに故意が存在するということになる。

一方、創作性のないデータベースを利用しようとする者は、創作性のない表現は、著作権によって著作者に独占させる対象には馴染まず、自由利用が促進されるべきであるとする考え方を持つことも予想され、そうなると、「結果の発生を認識しつつこれを容認して行為をなす心理状態」と定義される故意の存在を、立証することは難しくなる。このような場合には、「損害発生の見込み可能性を察知し、防止するための注意義務を果たしているか否か」という過失要件を拠り所として、保護を請求することになるであろう。

(2) 判断基準

故意は、自分の行為によって他人の権利、利益を侵害するであろうことを知りながらあえてこれを行う心理状態である。したがって、侵害者が何らかの形で被侵害者の販売機会の喪失や売上げの減少等を認識していれば、故意が認められる。客観的に違法とされる事実の発生を認識していればよいのであって、それが違法であるという違法性の認識は必要ではない。

また、過失を判断するための注意義務の存否を決定する基準としては、「①結果発生蓋然性(危険性)、②被侵害利益の重大さ、③以上二つの因子と注意義務を課すことにより犠牲にされる利益の比較衡量などが挙げられる」⁶⁾とされている。ただし、不法行為には日常の市民生活で生ずるものから公害のように科学技術を駆使した企業の活動によるものまで、様々のものがあり、これら多様な不法行為において過失の有無を判断する場合、一定の類型化が必要⁷⁾であるという意見もある。

以下では、無体財産の利用において、どのような故意、過失が認められているかについて分析する。

3.1.2 事案分析

(1) 車両情報データベース事件

判決文においては、「故意」又は「過失」の具体的存在認定はされていないが、実質的には、被告が、原告システムと同様のシステムを作る際、原告データベースに収録されるデータを複製して行うという手段を選択したうえで、原告と競合する地域で販売したこと自体が、原告の営業上の利益侵害について、故意あるいは少なくとも過失があったと判断したと推測される。

(2) オートくん事件

裁判所は、被告は、競合関係となった原告による本件ソフトウェア販売を妨害する意図があ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

った、と推認し、さらに、被告ソフトウェアの35枚の帳票シートのうち、62.8%に当たる22枚が原告シートに依拠していることは、原告シートが偶然に混入したとはいえない高い一致率であり、被告が何らかの意図をもって本件シートを取り込んだことを推定させる、と判示した。

なお、その前提として、①原告代表者のAが以前勤務していた被告を退社した当時、被告には、エクセル対応の高知県書式作成プログラムはなかった、②Aは退社時に被告従業員に対し、「今後は高知県書式作成ソフトを開発して商売をする」と話していた、③被告従業員Cは、Aが被告から独立後に被告顧客を狙い撃ち営業したことへの対抗措置として、被告ソフトウェアを作成した、④原告ソフトウェア販売の本格開始頃から、被告営業担当が高知県内の土木業者を訪れ、「『オートくん』と同じです。」「よそは高額で販売しているが、うちは無料でサービスします。」「(被告から)パソコンを買っていただいているところは無償です。」などと説明して、顧客パソコンに被告ソフトウェアを無償インストールしたり、「他社にもコピーしてあげて下さい。」と被告ソフトウェア入りフロッピーを置いて行ったり、「月5000円でインターネットに加入してくれたら、書類作成支援ソフトを無料ダウンロードできます。」と宣伝したりするようになった、との認定がある。

(3) 木目化粧紙事件

裁判所は、被告が、原告製品の完全な模倣品(デッドコピー)である被告製品を原告の販売地域と競合する地域において廉価で販売する行為が控訴人の営業活動を妨害することを予見しながら、あえて右販売行為を行ったものである、として、被告の故意を認定した。

なお、その前提として、提出された証拠に基づき、①被控訴人の販売した被告製品が原告製品の完全な模倣品であり、②被告製品を原告製

品と競合する販売地域で原告製品より廉価で販売した結果、③控訴人が原告製品の卸売価格を値下げせざるを得ない事態を招来した、との認定を行った。

(4) ゴナ書体事件

それでは、製造販売する製品が完全な模倣と言えない場合についてどうであろうか。

ゴナ書体事件において、裁判所は、①ゴナ書体が過去の書体と比べて特有の特徴を備えたものとは必ずしも言い難く、②ゴナの特徴ある部分を一組の書体のほぼ全体にわたってそっくり模倣して新ゴシック体を制作、販売したとまでいうことはできず、新ゴシック体の制作、販売につき不法行為が成立するということはできない、として、故意又は過失の存在を認定しなかった。

なお、その前提として、提出された証拠に基づき、①ゴナ書体及び新ゴシック体は従来からあるゴシック体のデザインから大きく外れるものではなく、②両書体の特徴についても、従来からの書体制作上の一般的傾向の延長上にあるものであり、③個別文字を詳細に比較したところ差異が少なからず存在し、④被告の制作スタッフがゴナ書体を手元においてこれを模倣したとの事実を直接認定できるだけの証拠もない、との認定を行った。

3. 1. 3 判断における課題

木目化粧紙事件とゴナ書体事件は、製品のデッドコピーがなされたか否かに着目しているのに対し、車両情報データベース事件は、デッドコピーには至らないまでも、原告システムの車両データ12万件のうち過半数を複製している事実について、故意又は過失を認めている。

またオートくん事件では約63%が一致することにより、偶然の混入ではなくなんらかの意図があったとして、故意が認定された。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

これらの事案から、他人の費用や労力の結果である被模倣品からの複製規模が過半数を超えた場合は、少なくとも過失があるとして不法行為を構成するとの判断がされるようにも思われる。

裁判官の心象形成の際、労力の度合いや、被告による故意の侵害の悪質性等に加え、複製の規模も、全体として大きな影響を及ぼすものと考えられるが、複製規模が何%を超えると複製の認定、さらには故意あるいは過失の認定がされるかについては、今回の分析結果だけでは残念ながら断定はできない。

また、これらの事案では、被模倣品全体に対する複製規模に焦点が当てられているように見えるが、データベース事案であれば、複製規模が過半数を下回っているとしても、被複製対象データベースにおける、被複製箇所の作成、開発に多大な費用、労力が必要とされ、かつ、そのデータベースの価値の中心となっているようなケースも考えられ、複製規模の多寡による判断が機能しづらい状況も発生しうると思われる。

3. 2 権利侵害・違法性

3. 2. 1 要件概略

(1) 権利侵害から違法性へ

民法第709条は、加害者が「他人ノ権利ヲ侵害シタ」ことを不法行為の要件としている。民法施行当初の判例は、この権利侵害要件を厳格・狭小に解釈する傾向にあった（雲右衛門事件⁸⁾）が、法律上権利としての地位が確立しているものに限定されず広く救済対象とすべき利益を指すと判示した大学湯事件⁹⁾判決を契機として、権利侵害要件を緩やかに解する方向に進んできた。

不法行為制度が損害の公平な配分の制度であるためには、上記のように権利侵害要件の解釈が緩やかとなり、加害者中心の発想ではなく、被害者保護中心の考え方に転換されてきたこと

は当然の動向と言えよう。権利という概念が固定的になりやすい傾向にあるのに対し、違法性という概念による判断は、弾力的・流動的で具体的に妥当な解決に導きやすいこと、また、権利の生成過程において、まず不法行為法上で消極的ではあるが保護対象とされ、その後に権利として積極的に認められること（例えば日照権）が多いことから、現在では違法性要件が通説とされている。

(2) 違法性の判断基準

どのような加害行為が違法性を有するかは、超法規的な価値判断に属する問題であり、違法性要件が広汎で恣意的な解釈に陥ることがないように判断基準が求められることになる。通説では、この基準を侵害される利益の種類と侵害行為の態様との相関関係で定めることとしている。

この考え方によれば、侵害される利益の権利性が強い場合には、それに対する侵害行為の不法性が小さいときでも侵害行為の違法性が生じるが、反対に侵害される利益の権利性が弱い場合には、侵害行為の態様がそれなりに不法性の大きなきでなければ加害行為の違法性は生じないということになる。

本節では以下の事件を例にとり、どのような違法性の判断がなされたかについて見ていきたい。

3. 2. 2 事案分析

(1) 車両情報データベース事件

2. (3)③で触れたように、裁判所は、まず、「民法第709条にいう不法行為の成立要件としての権利侵害は必ずしも厳密な法律上の具体的権利の侵害であることを要せず、法的保護に値する利益の侵害をもって足りるというべきである」として、前述の違法性を要件とする見解に立っていると言える。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

次に、違法性の判断基準のベースとなる被侵害利益（法的保護に値する利益）と侵害行為の態様については以下のとおり認定されたものと考えられる。

被侵害利益としては、原告が収集・管理に多大な費用と労力を要して作成したデータベースに、公正かつ自由な競争に基づく取引社会において行う営業活動上の利益が認められている。

一方、侵害行為の態様に関しては、被告が原告と全国的に自動車整備業用システムの販売において競業関係にある状況で、原告のデータベースのうち相当多数のデータをそのまま複製し、被告のデータベースに組み込んだ上で販売する行為により、取引における公正かつ自由な競争として許容される範囲を甚だしく逸脱し、原告の営業活動を侵害していることとして認められている。

上記の認定をした上で被侵害利益と侵害行為の態様との相関関係を基準として、裁判所は、被告の行為が違法性要件を満たすとして不法行為を構成すると判断したと考えられる。

しかし、本事件の判決では、この相関関係においてどちらの要因が強く作用しているのかが明確ではない。

(2) オートくん事件

本事件においても前記の車両情報データベース事件と同様、裁判所は不法行為の成立要件は法的保護に値する利益の侵害をもって足りるとし、違法性を要件とする見解を示している。

被侵害利益としては、原告が相当の労力及び費用をかけて作成された商品の価値を低下させることなく投下資本の回収を図る営業活動上の利益が認められている。ただし、高知県制定書式により近い形式の帳票シートを作成するためにかかった開発費用等についての認定は行われていない。

また、侵害行為の態様については、「被告が原

告のプログラムの著作物からその創作性を有する部分を除去し、誰が作成しても同一の表現とならざるを得ない帳票のみを抜き出してこれを複製することにより、もとのソフトウェアとは構造、機能、表現において同一性のないソフトウェアを制作することはプログラムの著作物に対する複製権又は翻案権の侵害には当たらないとしながらも、原告がフォントやセル数についての試行錯誤を重ね、相当の労力及び費用をかけて作成した帳票部分をコピーして、原告の販売地域と競合する地域で無償頒布する行為は著しく不公正な手段を用いて原告の営業活動上の利益を侵害している」ものとしている。

本事件でも裁判所は、車両情報データベース事件と同様に被侵害利益と侵害行為の態様の相関関係を吟味した上で、被告の行為は不法行為を構成するものと考えられるが、投下労力及び費用の多寡に関する具体的な認定がないこと、3. 1. 2(2)のとおり被告の原告に対するソフトウェア販売の妨害行為を認めていることから、ここでは、侵害行為の不法性を重視しているものと推察される。

(3) 木目化粧紙事件

木目化粧紙事件においても、裁判所は、化粧紙原面の著作物性を否定しつつ、車両情報データベース事件やオートくん事件と同様に、違法性要件が不法行為要件として提示されている。

裁判所は、まず被侵害利益につき、控訴人(原告)が「物品に創作的な模様を施しその創作的要素によって商品としての価値を高め」、「この物品を製造販売することによって営業活動を行っている場合」に「他人の法的保護に値する営業活動上の利益」が有るとしている。すなわち、美術の著作物に該当するような高度の芸術性が無くとも商品性を付与する程度の「創作的要素」が認められ、かつ、実際に営業活動を行っている場合に、利益(=権利)有りとして認めている。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

次に、侵害行為の態様につき、「同一の模様を付し」「競合する地域において」「廉価で販売」し、権利主張者に対し卸売価格の値下げをせざるを得ない状況に追い込んだ行為が、「その営業活動を妨害する行為」として、「著しく不公正な手段を用いて」、当該値下げによる逸失利益(権利)を「侵害するものとして」、「不法行為を構成する」としている。

なお、当該侵害態様の認定にあつては、加害者側の行為が被害者の損害という結果を惹起するだけではなく「不公正な手段」であることを要件としているように見える。すなわち、損害発生という事実における違法性の推定に対する阻却事由の有無の判断ではなく、積極的な不公正手段の存在を認定しており、大学湯事件以降、権利侵害要件が違法性要件に置き換えられ、同じ利益の侵害であっても、行為目的や態様により違法性の程度が判断されていることを示しているものと思われる¹⁰⁾。

したがって、本事件における被侵害利益と侵害行為の相関関係については、明確ではないものの全体として被侵害利益に比して侵害行為の不法性が重視されているように見える。

(4) ゴナ書体事件

ゴナ書体事件は、3. 1. 2(4)で述べたとおり、不法行為の成立を否定しているが、一般論として言及されている不法行為要件に関する見解に、被侵害利益、侵害行為態様に係る箇所があるため、これを検討する。対象のゴナ書体について、当該書体自体が美的鑑賞の対象となることを要件とする美術の著作物としての著作権の成立は否定しつつ、「それが真に創作的な書体」であり、「過去の書体と比べて特有の特徴を備えたものである場合」であつて、「不正な競争をする意図をもって」、「ほぼ全体にわたってそっくり模倣して書体を制作、販売したときは」、「書体の市場における公正な競争秩序を破壊することは

明らかであり」、「民法第709条の不法行為に基づき、これによって被った損害の賠償を請求することができる余地がある。」としている。なお、この場合の利益は著作者人格権のような「人格的利益の侵害とすることはできず、営業上の利益の侵害」に限られるとしている。

したがって、本判例における法的保護に値する被侵害利益は、一定の創作的要素に基づく商品性による営業上の利益を指しているものと考えられる。

そして、侵害行為の態様については、不正な競争の意思をもって、ほぼそっくり模倣し、販売する行為に、該当する可能性を認めている。

本事件では模倣の事実が認定されなかったために問題とはならないが、定立された規範において、被侵害利益と侵害行為の不法性の双方が要件として関連付けられている。

(5) そ の 他

本要件についてのみ、上記事案のほか、参考事案として袋帯事件¹¹⁾を取り上げる。本判例でも当該袋帯図柄の著作物性は「その実用性の面を離れてもなお一つの完結した美術作品として美的鑑賞の対象」となりうるほどのものではないとして否定された(廉価販売の誤解・苦情を受けたことに対する不正競争防止法に基づく差止請求もなされていたが、周知性の要件を欠くとして否定されている。)

一方、模倣の事実・類似点の多さ、模倣者の廉価販売により被模倣品製造者が廉価販売実施に関する(別途品質の劣る製品を安価で販売しているという)誤解・苦情を受けたこと、並びに不正な表示(加工糸の表示をすべきであるのに正絹の表示を実施)により、被模倣品製造者の営業活動及び営業上の信用が侵害されたとして、不法行為の成立を認定した。

本判例における「利益」は、営業活動及び営業上の信用である。また、「侵害」は、大部分の

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

模倣の事実並びに競合地域における廉価販売及び不正な表示による信用毀損を指す。

なお、本事案では、民法第723条に基づく信用毀損回復のための謝罪広告のみ認め、民法第709条に基づく金銭損害は認定しなかった。本事件でも、被侵害利益と侵害行為の不法性の双方が要件として関連付けられている。

3. 2. 3 判断における課題

本節で見てきたように上記の事件については、いずれも違法性を要件とする見解に立っており、またその判断は被侵害利益の種類と侵害行為の態様との相関関係を基準としてなされていると考えられる。しかし、違法性の要件がより明確化・精密化されない限りは、違法性の判断が恣意的になり易いという問題を抱えることになる。

本節でとりあげた事件に関する裁判所の判断に関して言えば、今後創作性のないデータベースの権利保護範囲の明確化のためには以下の課題の検討が望まれる。

- ①侵害行為の態様に関わるものとして営業活動の侵害、特に競業関係にあることが要件とされているが、この要件を明確化すること。現状では販売地域の競合が明確な要件とされているのみと思われる。
- ②被侵害利益として認められている営業活動における利益をより具体化すること。特に、多大・相当の労力・費用を投じたことに対する回収確保の機会を保護することの必要性は理解できるとしても、どの程度の労力・費用であれば保護法益として認めうるものか検討の余地があると思われる。

3. 3 損害発生・因果関係

3. 3. 1 要件概略

(1) 賠償責任の対象となる損害

不法行為法は、被害者に生じた損害を賠償することで救済を行う機能を持っており、損害の

発生についても不法行為の成立要件に掲げられている。

他人が生み出した無体財産にフリーライドする行為に関する損害賠償の対象は、基本的に財産的損害であると考えてよいだろう。

特に、データベースのように実用的、機能的要素が重視される無体財産については、そもそも人格的利益がどのように備わっているかを明らかにすることは困難であるという事情もあり、実務的にも財産的損害の賠償を巡った争いが中心になるとと思われる。

(2) 因果関係

不法行為により生じる損害を賠償させる際には、真に損害が行為によってもたらされたものであるかを見極めなくてはならず、因果関係が要件とされている。

因果関係の判断においては、行為と損害発生の中に「あれなければこれなし」という連鎖関係のみに基づくと、無制限に損害賠償責任が発生するため、法的な価値評価を行い、相当性を有する場合に限定する必要があるとされている。

なお、賠償範囲を因果関係に起因する損害に限定するときの判断対象は、「因果関係そのものではなく、因果関係の存在している損害のうち、どこまでを賠償させるのが妥当かという評価」¹²⁾である。そこで、「不法行為の成立要件としての因果関係では、加害行為と損害発生との原因・結果関係としての事実的因果関係（自然的因果関係）と、この上にたって法的価値判断をもっての帰責範囲決定＝保護範囲確定とに分けて考える」¹³⁾べきとする説が展開されることとなり、不法行為の成立要件と損害賠償範囲決定の問題を区別する見解も存在している。

3. 3. 2 事案分析

(1) 車両情報データベース事件

原告は、原告データベースの開発に5億円以

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

上、維持管理に年間4千万円もの費用をかけたうえで営業活動を行っており、原告と競業関係にある被告は、原告データベースの相当多数のデータをそのまま複製し、これを被告データベースに組み込んで顧客に販売する行為は、取引上の公正自由な競争範囲を甚だしく逸脱しており、これにより法的保護に値する原告の営業活動を侵害するから不法行為を構成する、と判示し、原告が損害について主として主張した、①〔主位的に〕被告システムの販売ユーザー数(527台)のうち、原告マーケットシェア(37%)相当数(195台)について、販売機会及び保守契約締結機会を失った、②〔予備的に〕原告システムと被告システムとの実際の競合件数(58台)分の販売機会及び保守契約締結機会を失った、③被告システムとの売込みの競合により、商談成立したユーザーに対する値引き額相当の損害を被った、の三つのうち、②の一部のみを認めた。

ただし、販売機会を失った具体的販売台数は、「競合のなかった範囲については販売機会を失っていない」との考え方に基づき、さらに、「顧客は、データベースの収録情報のみならず、ソフトウェア機能、ハードウェアの仕様、アフターサービス等の様々な条件を総合して購入要否を決する。」として、原告が主張した台数(58台)のうちの民事訴訟法第248条に基づき今回判断した規模(40%)の23台とした。

(2) オートくん事件

裁判所は、被告が原告シートをコピーして、競合地域で無償頒布した行為は、原告商品の価値を低下させ、投下資本等の回収を困難ならしめたと判断し、全体としては被告不法行為の影響を認めた。

そして、原告が損害について主として主張した、①被告ソフトウェアの無償頒布により、1か月平均10本の売上げを3年間で360本分の利

益を喪失した、②被告が無償頒布した60本分の利益を喪失した、③被告の不当な営業妨害行為に基づく全損害(調査費用や慰謝料等を含む)につき、民事訴訟法第248条に従って裁判所が賠償を命ずる相当損害額、の三つのうち、①②について一部のみを認めた。

平成12年3月以降の原告ソフトウェアの売上げ低下は、被告ソフトウェアの無償配布から約1年後であり時期的隔たりがあること、また、平成11年4月～9月の期間における原告商談27件(ソフトウェア49本)が不成立となったことは、商談の交渉記録においてどの段階で決裂したかの具体的記載が無く判断できないことから、それぞれ全件について因果関係ありとはできないとしたが、被告による無償配布という不法行為が、原告の販売機会を逸失に相当の影響を及ぼしたことは肯定した。

ただし、どの程度の影響を及ぼしたかの立証は極めて困難とし、民事訴訟法第248条に基づき、本件全証拠及び弁論の全趣旨に照らし、因果関係を認める規模をソフトウェア49本の40%と判断した。

(3) 木目化粧紙事件

木目化粧紙事件では、控訴人の販売価格値下げの原因が、被控訴人が「原告製品と寸分違わぬ完全な模倣である被告製品を製作し、これを控訴人の販売地域と競合する地域において廉価で販売することによって原告製品の販売価格の維持を困難ならしめる行為」によるものと認定し、控訴人が被った損害として、「木目化粧紙の総販売額と模倣品が出回るようになった時期の価格で販売した場合の総販売額との差額」を控訴人の営業上の逸失利益として侵害者である被控訴人に対して請求できるとした。

(4) ゴナ書体事件

ゴナ書体事件では、著作権侵害及び不法行為

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

のいずれもが認められなかったため、損害及び因果関係については特に判示されていない。

3. 3. 3 判断における課題

判示のないゴナ書体事件を除き、各事件では、被告の「原告との競合地域で」「無償配布」した行為が、原告の営業上の利益を侵害し、損害発生をもたらした要因として重視されたのではないかと思われる。

これは裏を返せば、原告が営業上の利益を得ることにつき競合しない範囲では、損害との因果関係は認定されないのであり、競合の有無は不法行為を構成する重要な要件とされているように見えると言える。

ただし、このように、販売地域としての競合関係のみに着目し、その他の競合関係には特に考慮しないとなると、「販売地域さえ異なれば、データベースをデッドコピーして同一のデータベースを作成して販売する行為については保護が及ばない」という結果になる（商品のデッドコピーについては、不正競争防止法第2条1項3号により一定の保護がなされているものの、これは形態の模倣を対象としているため、データベースは保護されない）。

したがって、利用行為と損害発生の因果関係を地理的競合関係の有無のみに頼って判断することは、データベースの保護要件としては妥当性を欠くと言えるであろう。特に、データベースのような情報財は、ネットワーク上での流通も容易に実施することができるため、地理的競合を論じる意味がないケースの出現も予想されるため、その場合は、製品としての目的、機能、需要者等を含めた多面的な観点での市場的競合関係に着目しなくてはならないと思われる。

4. データベース事案一般への適用検討

(1) 要件抽出

車両情報データベース事件及びデータベース

以外の創作物に関する事案を通じて、不法行為の成立を認めるにあたって、特に権利侵害・違法性の検討が中心にすえられているように思われる。また、車両情報データベース事件を例にとると「原告データベースの収録データから、過半数を複製して同様のシステムを構築し、販売する」という一連の行為から、権利侵害・違法性、故意・過失、損害発生の理由が見出されている。このように不法行為の各成立要件の認定が、同一の事象を対象として行われており、特に、故意・過失及び損害の認定については、当てはめの記述が読み取れない。

そこで、3. 2. 2で取り上げているデータベース事案(1)及びデータベース以外の創作物に関する事案(2)~(5)の判例で共通に示される権利侵害・違法性要件が、データベース事案一般に適用可能であるかを検討する。

まず、侵害行為からの保護対象となる「利益」の該当要件（以下、【利益保護要件】）を抽出すると、概ね次のとおりになる。

【利益保護要件1】

被模倣品（例、データベース・帳票）につき、相当の費用又は労力が投入されていること

【利益保護要件2】

被模倣品につき、著作物性が認められないまでも、商品性を付与する程度の一定の創作的要素があること

【利益保護要件3】

被模倣者が当該被模倣品を製造・販売していることにより、営業活動を実施していること（利益を上げ、又は信用を獲得していること）

次に「侵害」の該当要件（以下、【侵害要件】）については次のとおりである。

【侵害要件1】

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

同一又はほぼ同一の状態に模倣すること

【侵害要件 2】
競合地域・廉価での販売等により、当該販売が無ければ得られたであろう被模倣者の利益を減じさせたこと（民法第709条）又は被模倣者の信用を毀損させたこと（同第723条）

【侵害要件 3】
これらの不公正な行為を意図的に行ったこと

(2) データベース事案一般への適用可否

車両情報データベース事件及びオートくん事件においては、被模倣品の創作的要素【利益保護要件 2】(当該創作的要素が商品性の根拠となっているか)の検討は示されていない。

一方、被模倣品の開発に投入した「費用及び労力」を保護理由の一としている。

逆にオートくん事件を除くデータベース以外の創作物に関する事案については【利益保護要件 1】は明記されておらず、【利益保護要件 2】が示されている(但し、袋帯事件では「それなりの独創性を有する」とは述べているが、当該

「それなりの独創性」自体が要件であるか、すなわち、下記【利益保護要件 2】であるかは明記されていない)。

その他の【要件】はいずれの事案もほぼ共通であり、特に【利益保護要件 3】(被模倣品営業利益・信用)並びに【侵害要件 1】(模倣等)及び【侵害要件 2】(競合による利益・信用の毀損)は共通的に提示されている。

事案を比較すると、データベースやオートくん事件に見られる帳票・ソフトウェアのような、美術や音楽等、いわば伝統的な著作物とは異なり芸術的な要素を含まない創作物については【利益保護要件 1】が要件とされ、伝統的著作物に準ずる対象物(例えば、美術の著作物としての著作権侵害を主張しつつ二次的に不法行為による保護を求めるようなもの)については【利益保護要件 2】が要件として提示されているようである。もっとも、データベース、ソフトウェア等の事案においても【利益保護要件 2】に基づく利益保護要件に該当することは有り得る。

なお、この「費用及び労力」の取扱いについては、その結晶である被模倣品に対する【利益保護要件】又は当該費用・労力にフリーライドする模倣者の【侵害要件】のいずれの要件にも

表 1 各判例における利益保護要件と侵害要件

(対 象)	利益保護要件			侵 害 要 件			判 決
	1. 費用・労力等	2. 一定の創作的要素	3. 被模倣品営業・信用有	1. 模倣・ほぼ同一に模倣	2. 被模倣品との競合・信用毀損	3. 意図的	
データベース	○		○	○	○		成 立
ソフトウェア	○		○	○	○		成 立
化粧紙		○	○	○	○	○	成 立
書 体		○	○	×	—	—	不成立
袋 帯		?	○	○	○		成 立

○：要件を提示し該当(当てはめ)
×：要件を提示し非該当(当てはめ)
—：要件は提示したが当てはめ無し
?：言及のみ(要件としての提示かは不明)
空白：要件を提示せず

太枠で示した箇所は、各事案によって共通的に示された要件

成 立：不法行為成立
不成立：不法行為不成立

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

整理できるように見えるが、上記のような【利益保護要件2】との対照(代替性)が見られるため、便宜的に【利益保護要件】に区分した(表1)。

(3) 各要件における論点

今後、創作性のないデータベースの保護に関する議論を行う上で論点となる事項を整理すれば次のとおりである。

【要件全般】：各【要件】中、いずれが必須の要件か。

【利益保護要件1】(費用及び労力)：どの程度の「費用及び労力」の投入がなされたら保護を受けるのか。

【利益保護要件2】(創作的要素)：被模倣品に商品価値がある場合、直ちに一定の創作的要素有りと認定されるのか。別途、一定の基準があるのか。

【侵害要件1】(模倣度合)：被模倣品からの模倣がどの程度行われた場合に、保護が及ぶこととなるのか。

【侵害要件2】(競合による利益・信用の毀損)：当該行為時点では競合地域での販売ではなく実損害がないとしても、将来予定する拡大営業を侵害される虞がある場合等、競合地域・市場はどの程度の範囲まで認められるのか(著作権であれば日本国内であれば認められ、かつ、改正著作権法により特許法同様の損害額算定方法も導入されるが、不法行為の場合、実損害については被害者側に举证責任があるため)。

【侵害要件3】(意図的な侵害)：本要件は他の【要件】の行為が不公正な営業妨害行為に該当することを前提に、これらを意図的に行ったことを指すが、その認識の範囲は【侵害要件2】(利益・信用毀損が結果として生ずる可能性)の認識まで要するのか。更に、

過失により当該認識を欠く場合も侵害が認定されるのか。

(4) 実務における留意点

上述の不法行為判例においては、権利侵害を限定的に解しており、インターネット等からの情報の利用に資するものである。一方、作成者の立場からすると、特にデータベースについては公開の機会も多く、模倣され再利用される可能性が高い。特に要件【侵害要件2】に関し、作成者の事業と競合する地域外(又は競合地域と認定されるか不明確な地域)で再利用される危険性も高く、かつ、この場合は損害が現実化しないので権利侵害と認定されにくいと思われる。

実務において本検討が必要となる事例として、例えば、データベースの開発を受託した場合に格納するデータが委託者から提供されず、固定受託費の範囲内にて、受託者がデータをも第三者(一般向けに公開されているものを含む)から収集することまで求められる場合がある。この場合、正確性の担保は別として、インターネット・書誌等で開示されているデータベース又はデータを利用せざるを得ないことがある。この場合、個々の当該利用行為が不法行為に該当しないか、現行では判例の基準に留意しつつ、判断することが必要となる。

また、上述の判例では、民法第709条に基づく損害賠償請求の余地は認めているものの、民法第723条に基づく差止請求については、被模倣品と模倣品との混同による信用毀損がある場合のみ認めている。また、いずれも、特別にこれを認める法律上の規定の存しない限り、不法行為により侵害された権利が排他性のある支配的権利である場合のみ許されるという見解が提示されている。したがって、不法行為を理由とする差止請求は困難である。

例えば、ソフトウェアを販売するAが、その

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ユーザーに対してソフトウェアと共に利用することを前提として、ホームページ上でデータベースを無償で提供しているケースをとりあげてみる。このとき、第三者がデータベースのみを入手、転用して販売した場合、Aとしては、データベースの提供が無償であることから損害賠償請求が困難となる可能性もあり、差止めも行いたいところであるが、不法行為を理由に争うことは難しい。このような場合には、データベースをダウンロードする際には、使用許諾条件に同意しなければならないような仕組みを設けておくなど、提供時に契約関係を築き、契約違反を問える措置を講じておく必要があるといえよう。

5. おわりに

データベースの法的保護について、EUでは「データベースの法的保護に関するEU指令¹⁴⁾」を採択し sui generis right という独占権を付与することで対処しており、韓国なども同様に著作権法を2003年に改正し、創作性の有無を区別せず、データベースの製作、更新、検証、補充の為に相当な投資をした者に対して、一定期間、当該データベースの複製・配布・放送及び転送権を付与することとしている。また、米国でも、行為規制型法案を基本として検討が重ねられており、現在、108議会(2003年～2004年)にて、「データベース及び情報の収集物不正流用法¹⁵⁾」と呼ばれる法案 H.R.3261が提出され審議されている。

我が国においても、権利付与型の考え方とともに、データベースの利用行為における不正競争行為を類型化して規制する、行為規制型アプローチの検討がなされているところである。特に、不法行為に対する救済手段が原則として損害賠償であって、著作権法や不正競争防止法で認められる差止め請求が困難である点は、不法行為法の保護範囲の限界であり、仮に新たな法制

度を設けるのであれば、検討の際には、こうした差止め請求の必要性についてもあわせて議論されることが必要であると思われる。

しかし、データベースの新たな保護法制についての結論が得られるまでには、引き続き多くの議論が重ねられ、時間がかかるであろう。実務的には、その間も進展を続ける社会のデジタル化、ネットワーク化に対応して、あらゆる産業領域において利活用の場面が広がるデータベースの財産的価値が、安定的に保護されなければならないことは急務の課題である。

こうした状況においては、さらなる判例の蓄積が必要であるとはいえ、不法行為法がデータベース保護の一つの手段として担う役割は大きく、一層の検討が深められることを期待する。

注 記

- 1) 東京地裁 平成13年5月25日中間判決 平成8年(ワ)第10047号
- 2) 大阪地裁 平成14年7月25日判決 平成12年(ワ)第2452号。被告が、原告の高知県提出書式作成支援ソフトのうち、フォントやセル数について試行錯誤を重ね、相当の労力及び費用がかけられた帳票部分(ただし、著作物性については、誰が作成しても同一又は類似の表現になるとして否定)のみを複製して一部改変し、これにマクロで機能を割り付けて組み合わせた被告ソフトウェアを作成し、これを原告と競合する地域で無償配布した行為が、「原告の労力及び資本投下により作成された商品の価値を低下させ、投下資本等の回収を困難ならしめるものであり、著しく不公正な手段を用いて他人の法的保護に値する営業活動上の利益を侵害するものとして不法行為を構成する」、と判断された事案である。
- 3) 東京高裁 平成3年12月17日判決 平成2年(ネ)第2733号。木目化粧紙事件は、控訴人(原告)が製造、販売する木目化粧紙(以下「原告製品」)を模倣した被控訴人(被告)の製品(以下「被告製品」)の製造、販売行為が控訴人の著作権侵害及び不法行為を構成するかどうか問われた事案である。
- 4) 大阪地裁 平成9年6月24日判決 平成5年(ワ)

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 第2580号。ゴナ書体事件及びその反訴である平成5年(ワ)第9208号では、原告が販売する書体(以下「ゴナ書体」)と被告が販売する書体(以下「新ゴシック体」)に関して、当該書体及び当該書体を搭載した写真植字機文字盤の製造、販売行為が原告の著作権侵害及び不法行為を構成するかどうかが問われた事案である。
- 5) 証拠として主に分析された3社の被告システムにおいては、原告システムの車両データ約12万件のうち、それぞれ約6万件、約6万件、約10万件が一致し、さらにダミーデータも含んでいた。
 - 6) 平井宣雄, 債権各論II不法行為, p.33(1992), 弘文堂
 - 7) 吉村良一, 不法行為法(第2版), p.69(2000), 有斐閣
 - 8) 大審院 大正3年7月4日判決。刑録20輯 p.1360
 - 9) 大審院 大正14年11月28日判決。民集4巻 p.670
 - 10) 内田 貴, 民法II・債権各論, pp.333~334(1997), 東京大学出版会
 - 11) 京都地裁 平成元年6月15日判決 昭和60年(ワ)第1737号
 - 12) 内田 貴, 民法II・債権各論, pp.331~332(1997), 東京大学出版会
 - 13) 平井宣雄, 損害賠償法の理論, p.429(1971), 東京大学出版会
 - 14) Directive 96/9/EC of the European Parliament and of the Council of 11 March 1996 on the legal protection of databases
 - 15) The Database and Collections of Information Misappropriation Act of 2003
- (原稿受領日 2004年1月16日)

